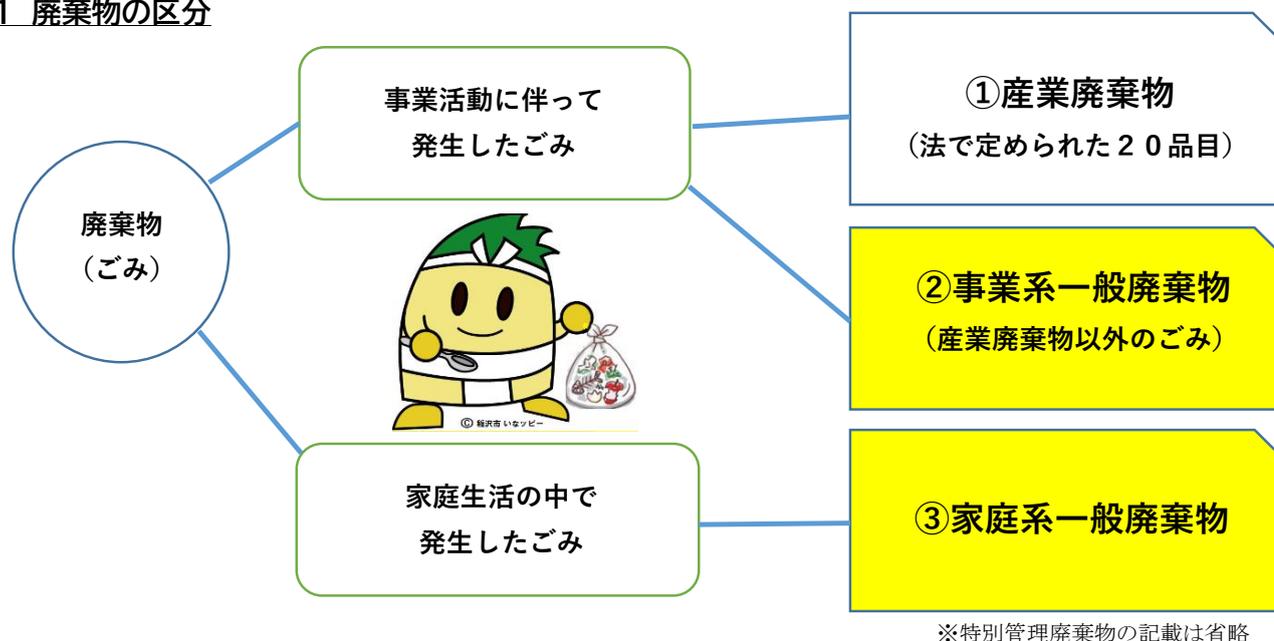


一般廃棄物処理業の許可について

1 廃棄物の区分



廃棄物は上記の①～③に分類されます。

事業活動に伴って発生するごみのうち、法で定められた20品目を「①産業廃棄物」といい、それ以外を「②事業系一般廃棄物」といいます。事業系一般廃棄物を取り扱う場合は、産業廃棄物の定義の把握が不可欠です。

また、事業活動に伴わない家庭生活の中で発生する廃棄物は「③家庭系一般廃棄物」に該当します。

今回の許可申請で取り扱えるようになるのは稲沢市内で発生した「②・③の一般廃棄物」のみです。

※稲沢市の一般廃棄物処理業の許可では、産業廃棄物や他市町村の廃棄物は取り扱えません。

【問題】以下の廃棄物は、①～③のどの区分に該当しますか。

- ・事業所から出たポテトチップの袋
- ・従業員の昼食時の弁当がら
- ・スーパーで売れ残った食材
- ・工場から出た製造ミスのレトルト食品
- ・コーヒーショップで挽いた豆のかす
- ・事業所敷地内の落ち葉



☆一般廃棄物と産業廃棄物の区分をきちんと理解しておかないと、無許可行為となる場合もあります。

無許可営業は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方。

2 廃棄物処理の「許可」について

ごみを運ぶだけなら、車があれば誰でもできます。しかし、廃棄物は不衛生であり、その処理に土地が必要になるといった問題があります。不特定多数の業者が廃棄物を扱うことは、能力不足や知識不足が原因で、伝染病の蔓延や不法投棄、土壌汚染等を引き起こす恐れがあります。そのため原則、廃棄物処理業は自治体の許可がなければ行うことができません。

☆許可交付のためには、廃棄物の処理設備や知識を有していることは必要不可欠です。



